

## 第六編 福利増進施設

### 概説

本問題を取扱ふに際し一言しなければならぬのは、福利増進施設なる語義が甚だ曖昧に使用せられて、何等労働者の利益を計り福利を増進せしむる施設に非ざるものでも一見夫の如くに思はれるものは悉く福利増進施設であると看做されてゐるが故に、我々は此等の諸施設の内容を慎重に検査した上でなければ甚しい誤解に陥るだらうと云ふことである。此見地に立つて我國の所謂福利増進施設なるものを検する時、我々は共済組合制度を以て現社會制度下に於ける福利増進施設の最なるものと看做さざるを得ぬであらう。勿論此制度に就ても我々は幾多の不滿を有する。だが本制度は其内容に於て多種多様の差別があるにも拘らず、可成り一般的に普及もし發達もしてゐるが上に、近時雇傭主側も、労働問題、社

會問題の聲に動かされて醒めて來つゝある労働者の自立的態度に鑑み、從來迄の福利増進的施設の形式を變へて、共済組合を通じて之れを行ふやうになりつゝあるから、本編は此共済組合を主にして記述することにしよう。

### 第一 共済組合

共済組合が賃銀労働者、或は俸給生活者の間に組織せられ、組合員の相互救済を目的とするものであることは衆知の如くである。我國の例に就いてこれを見るに、各官私設工場、鐵道其他に於ける現業員共済組合は労働者の間に組織さるゝものであり、警察官共済組合及び近年各府縣に漸く勃興の兆ある教員互助會の如きは俸給生活者の間に組織せらるゝものである。今此處に主として労働者の共済組合に就いて少しく記述

すると、我國の共済組合は労働者自身によつて自發的に設立せられたものでなく、雇傭主側の溫情的施設に端を發したものであつて、決して労働者の自助的組合ではなく、多少の差はあるが孰れも雇傭主側の補助と監督とを受けるのである。従つて其組織も亦労働者のみに由るものでなく雇傭主側が参加するを例とする。此事は我國の共済組合を論ずるに當り最も注意すべき點である。何となれば此處に我國共済組合制度の長短があるからである。

我國の共済組合の組織を検査すると、殆んど總べてが其資金の半ばを雇傭主側に仰いでゐる。即ち組合員の出金と同額の補助金を雇傭主側から受くるのを常則としてゐるのである。これは從來の如き低額なる我國労働者の賃銀の一部を割いた僅少なる組合費のみにては、共済事業と云ふ可成り重大なる目的は到底これを達し得なかつたと云ふ事情からであらうが、またこれがため從來夫れ相應の効果を收めて來つゝあつたのであらうが、しかも此事は我國の共済

組合をして雇傭主のなす福利増進設備の一 たるかの如き感を世人に抱かしめるに至つた所以である。

私は現在の如き共済組合が今後どれだけ發展するか、甚だ疑はざるを得ないのである。と云ふ譯は労働運動の進展に伴ふ労働組合の發達は労働者をして益々階級的自覺を促し、現在の如き共済組合に不満を抱くに至らしめ、労働組合は夫れと共に労働者の共済機關を其手中に收め、以て共済組合本來の職能を發揮するに至るのではないかと思はるゝが故である。

翻つて大正十一年度に於ける共済組合の概況を回想して見ると、之れと特筆するに足るやうな事件はなかつた。全國的に具體如何に遅れてゐるかを考へざるを得ないの點な事實は今俄に知ることとは出來ぬけれども、此運動は諸工場に徐ろに普及しつゝあるが共済組合がポツ／＼出來るやうになつて來、しかも此處に於て初めて自助的共済機關とならうとしてゐるやうである。(依給生活者の共済組合に就いては、第十四編「俸給生活者問題」の條下をも参照せられよ)

其れ故に孰れの共済組合に於ても其規約中には、組合員が同盟罷工其他雇傭主側の承認せざる行爲によつて退職したる場合には、組合の諸給與金を享受することを得ないと云ふことが規定されてゐるのである。

實際、我國の共済組合は労働者の自助的組合として存在するに未だ至つてゐない。共済組合を通して英國其他の諸國の労働者状態を思ふと、我國の労働者の地位、進歩が如何に遅れてゐるかを考へざるを得ないのである。だが我國共済組合の前途を思ふ時

## 一 共済組合狀況

### 1 官廳現業員共済組合狀況

#### イ 組合員數累年表

大正	同	同	同	同
五年	六年	七年	八年	同
年度	年度	年度	年度	年度
末	末	末	末	末
印刷局現業員共済組合	二、七三三	三、〇四七	三、二九六	三、四九三
國有鐵道共済組合	一、五、四八八	一、三、九二五	一、三、〇八七	一、四、三、七三
專賣局現業員共済組合	二、四、二六四	二、六、二三九	三、一、三〇五	三、三、一七七
海軍造船造兵事業現業員共済會	五〇、二一八	四、〇八七	六、三、〇三四	六、七、五九六
逓信部省職員共済組合	三、三、三三〇	三、七、八七一	四、三、六一一	四、七、三五六





## 口 和歌山縣下工場共済組合狀況

(大正十年末現在)

共済組合設置工場

組合員 基本金

三 九、五七三 六六、一五九・三〇

### 3 既設共済組合の事業

共済組合が、漸々其の基礎が定まるや、それは種々なる事業を計畫するに至るものであるが、我國の組合も漸く種々なる計畫を實行する端を開きたることは、誠に興味ある事柄である。左に其の二三の例を挙げよう。

△門司労働共済會——已に職業紹介所、簡易食堂、無料宿泊所を經營してゐた同會は、朝鮮労働者の救済の爲め同労働者の共済組合を組織せしめ三月廿六日發會式を擧げた。又九月には荷役人足某の勞務中の負傷に對する一労働者請負業者の不誠意に對し、今後同人に對し共済會側よりは一名の労働者をも供給せずとの絶交狀を渡した。

△東京市電氣局共済組合——消費組合の擴張病院の建設、組合員の貯蓄機關設置を計畫してゐるが、一月よりは市電共済組合巡回文庫なるものを創設した。のみならず十月よりは組合員の結婚媒介事業をも始めた。

△神戸市電氣局共済組合——本年より購買組合を經營すること、成つた。

## 二 新設共済組合

大正十一年度に於て新たに設立されたる共済組合は、全國に涉つて其の數夥しかるべきが、其中特に注目すべきものを數ふれば、

- 愛知病院の共済組合
- 内務省計畫の土木共済組合
- 製鐵所共済組合
- 大阪市電鐵部の共済組合

等である、尤もこの外に警察官共済組合及び小學校教員互助會があるが、それは第十四編「俸給生活者問題」中に叙べてある。就いて参照せられんことを希望する。

右の外本年中に計畫されたるものに

- 京阪朝鮮労働婦人の共済組合計畫
  - 大阪に於る朝鮮人共済組合計畫
  - 静岡縣水産會の遺族共済組合計畫
  - 京都市に於る朝鮮人共済會計畫
  - 大阪府社會黨の一般労働者共済組合計畫
- 等がある。今左に、大阪市電鐵部共済組合及び製鐵所共済組合について叙述しよう

### 1 大阪市電氣鐵道部の共済組合設立

大阪市電氣鐵道の従業員は從來任意的に相互共済を行つて來たが、市電氣鐵道部にては東京神戸、横濱等の各市電氣鐵道部が夫々共済組合を組織して従業員の相互救済をなし居る現状に鑑み、市自身も之れに参加して共済組合を組織し、以て従業員相互救済、福利増進を圖ることの必要なるを感じ、本年來これが調査を行つて居たが、調査も大體終了し計畫も完了したので十二月の市會に提案してこれが協賛を求めた今其規約に就いて見るに其内容は大略次の如くである。

便宜上余はこれを鐵道省現業員共済組合と比較對照して示すであらう。蓋し鐵道現業員共済組合は明治四十年四月に設立せられたものであり、我國共済組合中最も古きものであり、其施設の規模も比較的大きく其成績も相當に擧つてゐる。我國現在の共済組合中最も進歩したるもの、一であることは否み難い事であるからである。



罹災見舞金		
災害見舞金	非常の災害に會つた時給料十五日分以内職務に起因する時二ヶ月分以内	二ヶ月分以内
家族見舞金	家族疾病にて引續き一ヶ月以上、醫療を受くる時、給料五日分以内	十日分以内
家族弔慰金	給料十日分以内	十日分以内

## 2 製鐵所現業員共済組合

### の擴張

福岡縣若松市にある政府經營の製鐵所に於ては今回其現業員共済會の規模を擴張し、其成立を勅令によつて制定せられることになつた。其結果十一月十八日勅令四九五號を以て、明治四十年勅令一二七號（鐵道現業員共済組合に關する件）を製鐵所の事業に従事する製鐵手及雇員以下の現業員の相互救済を目的とする組合に準用する旨公布せられ、同時に農商務省令廿一號によつて製鐵所組合規則を定められたが、其内容

### ロ 休業扶助料

扶助期間  
扶助日給額

三ヶ月まで

業態別

は鐵道現業員共済組合と同様である。

## 第二 職工扶助給與

職工に對する扶助給與の状態に就き、二三の調査の結果及び其の規定を掲げることとする。

### 1 職工扶助給與調査

（大阪市社會部調査課）

#### イ 治療及療養費支給

一四四工場

救済金受給資格	
喪失	組合員犯罪に因り死亡したるとき、又は懲戒處分若しくは犯罪行為に依り解僱となりたるときは給與金を支給せず
組合員犯罪により死亡したる時、又は懲戒處分若しくは刑事裁判に因り官職を免ぜられたる時は給付の全部又は一部を給せざることあるべし	

### 業態別

織 三七工場  
 化 三四工場  
 特 一〇工場  
 支給セザルモノ 五工場  
 織 一工場  
 雜 三工場  
 機 四三工場  
 飲 四工場  
 雜 一六工場  
 機 一工場

### 註

茲ニ支給セザルモノト云フハ全然支給セズト云フニ非ズシテ成文ナキカキハ其ノ支給ヲ全部共済會等ノ扶助規定ニ譲リタルモノヲ指スナリ  
 表中規定セズトアルモノト同義ナリ

休業期間三ヶ月以上ニ及ブ時扶助額減少スルモノ

1/2ニ減ズルモノ

1/3ニ減ズルモノ

3/4ニ減ズルモノ

快復マテ初額ヲ支給スルモノ

化學			機械					染色纖維					總括											
計			規定ナキモノ			$\frac{1}{2}$	金額		計	規定ナキモノ			$\frac{1}{2}$	金額		計	規定ナキモノ			$\frac{1}{2}$	金額		$\frac{1}{2}$	金額
$\frac{4}{5}$	金額	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{4}{5}$	$\frac{1}{2}$	金額	$\frac{1}{2}$	$\frac{7}{10}$	金額	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$			$\frac{7}{10}$	$\frac{4}{5}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	金額	金額	$\frac{1}{2}$	

三四一二三三四一一二三二二三三八一三五一一二二五九五四三四二四二三一五

||| |二| || |二| |四| |四| | | |六| | | |二四| |

三一 | | 三三九 | 一二二 | 三三九 | 三 | 一一二 | 二二五 | 三三二四 | 二一〇

一一 | | 一 | | | 一 | | | | | | | | | | 二 | | 一 | | | 一 | |

二 | 二 | 一 | | | | | 一 | 四 | | 一 | | | 三一 | | | | | 六 | 五

計	飲食		特種		雑	
	計	1/2	計	1/2	金額	規定ナキモノ
一	九	三	四	二	一	四
二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	二	二	二	二	二	二

ハ 一時扶助料

(支給引續キ三ヶ年以上ニ及ブ時ハ以後扶助ヲ打切り一定額ノ一時扶助料ヲ支給スルモノナリ)

業態別	補助日給額	種食												
		染	械	學	食	種	計	飲	特	雑				
一	一七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

ニ 傷害扶助料

1 終身自用ヲ辨ズル事能ハザルモノ

業態別	補助日給額	種食												
		染	械	學	食	種	計	飲	特	雑				
一	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

三四三八

福利増進施設

業態別	補助日給額					適宜	規定ノキモノナ	計
	一日〇〇分	一日〇〇分至一日〇五分	一日〇〇分至一日二分	一日二分至一日五分	一日五分至一日二分			
織	二	一	一	一	一			三
機	三	三	三	三	三			四
化	三	三	三	三	三			四
飲	三	三	三	三	三			四
特	一	一	一	一	一			一
計	一二	一四	一〇	四	三			四九

4 身體ヲ傷害シ舊ニ復セズト雖モ從來ノ業務ニ服スル事ヲ得ザルモノ

3 從來ノ業務ニ服スル能ズ健康舊ニ復セザルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

業態別	補助日給額					適宜	規定ノキモノナ	計
	一日〇〇分	一日〇〇分至一日〇五分	一日〇〇分至一日二分	一日二分至一日五分	一日五分至一日二分			
織	一	一	一	一	一			三
機	一	一	一	一	一			四
化	一	一	一	一	一			四
飲	一	一	一	一	一			四
特	一	一	一	一	一			一
計	一	一	一	一	一			四

2 終身勞務ニ服スル事能ハザルモノ

業態別	補助日給額					適宜	規定ノキモノナ	計
	一日〇〇分	一日〇〇分至一日〇五分	一日〇〇分至一日二分	一日二分至一日五分	一日五分至一日二分			
織	一	一	一	一	一			三
機	一	一	一	一	一			四
化	一	一	一	一	一			四
飲	一	一	一	一	一			四
特	一	一	一	一	一			一
計	一	一	一	一	一			四





精穀製粉業	1	135.00	1	1	1
雑工業ノ雑業	110.68	36.96	4.73	1	1
電氣業	1.20	1.88	1.87	1	1
合計	112.88	39.74	86.87	55.00	270.84

### 4 各會社に於る扶助給與

#### 規定

今左に二三の會社に於ける該規定を示して、職工扶助給與の狀況を知るの便に供しようと思ふ。

#### イ 大日本紡績株式會社職工扶助規則

##### 第一章 總則

第一條 本會社ノ職工ニシテ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シ其他不時ノ變災ニ罹リ若クハ職工出產シタル時ハ本則ノ定ムル所ニ據リ扶助ヲ爲スベシ

第二條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラズシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルガ爲メ扶助スルモノハ本則ニ於テ之ヲ扶助ト稱シ然ラザルモノハ之ヲ救濟ト稱ス

第三條 本則ニ關スル決裁ハ本會社取締役之ヲ行フ

##### 第二章 扶助

第四條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ會社所屬ノ病院若クハ會社ガ指定シ又ハ承認ナリタル醫師或ハ病院ニ就キ會社ノ費用ヲ以テ治療ヲ受ケシム  
尙必要ト認ムルトキハ歸郷療養ヲナサシムル

事アルベシ

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リ勞務ニ服スルコト能ハザルニヨリ賃金ヲ受ケザルトキハ其療養中左ノ手當ヲ支給ス

療養手當 賃金ノ全額

其支給引續キ三ヶ月以上ニ涉リタルトキハ以後二分ノ一マデニ減額スルコトアルベシ

第六條 負傷又ハ疾病治療シタルモ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存シ舊ニ復スルコト能ハザルトキハ事情ヲ參酌シ左ノ區別ニヨリ扶助料ヲ支給ス

- 一 終身自用ヲ辨ズル事能ハザルモノ 賃金三百日分以上八百二十日分以内
- 二 終身勞務ニ服スル事能ハザルモノ 賃金二百五十日分以上六百二十日分以内
- 三 イ 從來ノ勞務ニ服スル事能ハザルモノ
  - ロ 健康舊ニ復スル事能ハザルモノ
  - ハ 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

第七條 職工死亡シタル時ハ遺族ニ對シ事情ヲ參酌シ左記ノ遺族扶助料ヲ支給ス

遺族扶助料 賃金三百日分以上九百日分以内

第八條 職工死亡シタル時ハ前條ニヨルノ外在職中勤勞顯著ナルモノ又ハ特種ノ事情アル場合ハ社費ヲ以テ葬儀ヲ行フコトアルベシ

前項ノ外葬儀ヲ行ヒタル遺族若クハ遺族ニ非サルモ葬儀ヲ行ヒタル者ニ葬祭料トシテ左ノ金額ヲ支給ス

葬祭料 金拾五圓以上五拾圓以下

第九條 療養開始後三年ヲ經過セルモ尙治療セザル時ハ事情ヲ參酌シ賃金百八十日分以上七百五十日分以内ノ扶助料ヲ支給シ以後扶助ヲ爲サズ

第十條 本則ニ依ル扶助料算出ノ方法ハ工場法施行令第十六條第一號第二號及第十七號ノ定ムル所ニ據ル 但是等規定ニヨリ算出シ得ザル時ハ左ノ方法ニ依ル

- 一 雇入後賃金未確定ノ者ノ賃金額ハ同一作業ニ從事スルモノノ費金平均額
- 二 未終了ノ受買仕事ニシテ其賃金ヲ算出スルコト能ハザル時ハ最近賃金ヲ以テ計算ヲ爲ス

第十一條 工場法施行令第十五條ニ該當スル場合ニハ本則ニ依ル扶助ヲ爲サズ

第十二條 未成年者又ハ女工ニシテ會社ノ都合ニヨリ解雇セラレ又ハ第四條乃至第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工若クハ第六條第一號第二號ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ必要

尙必要ト認ムルトキハ歸郷療養ヲナサシムル

ナル旅費ヲ支給スベシ

第十四條 第二項ニヨリ歸郷シ又ハ第九條ノ規定ニヨリ扶助ヲ廢止セラレタルモノハ廢止ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合亦同シ

第十三條 扶助ヲ受クベキモノニシテ民法ニ依リ同一原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ其金額ハ扶助金ヨリ之ヲ控除ス

第十四條 第五條ノ規定ニ依ル扶助料ハ毎日一回以上之ヲ支給ス

第十五條 職工疾病ニ罹リ又ハ負傷ヲ爲セシトキハ第四條第一項ニ準シ社費ヲ以テ療養ヲ爲サシム

第三章 救濟

第十六條 職工傷病ニ罹リ缺勤七日ヲ超ヘ治療セズ生計困難ナルモノハ事情ヲ參酌シ休業中賃金三割以上八割以内ノ手當金ヲ支給ス

但引續キ缺勤百日以上ニ及ブトキハ之ヲ停止スル事アルベシ

第十七條 寄宿職工ニシテ傷病ニ罹リ缺勤三日以上ニ及ブトキハ前條ノ救濟ヲ受クルニ至ルマテ食費ヲ給與ス

第十八條 職工傷病ニ罹リ社醫ノ診斷ニヨリ歸國療養ヲ必要ト認メタルトキハ事情ニヨリ相當ノ旅費ヲ支給シ尙手當金ヲ支給スルコトアルベシ

第十九條 職工傷病ニ罹リ不具癡疾ニ陥リ身體舊ニ復スル事能ハザルトキハ其輕重ヲ審査シ賃金十日分以上百日分ノ範圍ニ於テ救濟金ヲ支給ス

第二十條 職工死亡シタルトキハ遺族ニ對シ葬祭料トシテ金拾圓ヲ支給ス第十八條ニ依リ歸郷ノ者送還後五十日以内ニ死亡セシ時亦同シ

前項ノ外勤務年數ニ依リ金貳圓以上貳拾五圓以内ノ手當金ヲ遺族ニ支給シ尙寄宿職工ニアリテハ社費ヲ以テ葬儀ヲ行フ

第二十一條 職工家族ニシテ傷病ニ罹リ會社ニ於テ必要ト認ムルトキハ第十五條ニ準シテ療養ヲササシムル事アルベシ

第二十二條 通勤職工ノ同居家族死亡シ自宅ニ於テ葬儀ヲ營ムモノ又ハ寄宿職工ニテ病氣歸郷ヲ爲シ第十九條ニ該當セザルモノ一ケ年内ニ死亡シ其届出ヲナシタルモノハ金貳圓以上五圓以下ノ香奠ヲ支給ス

第二十三條 通勤職工ノ居宅又ハ寄宿職工ノ實家ニシテ水火等ノ災害ヲ受ケタル時ハ相當ノ見舞金ヲ支給ス

第二十四條 職工傷病若クハ死亡ニ付特ニ會社ヨリ其父母親族等ヲ招致シタル時ハ其業務上ニ起因スルト否トニ拘ラズ旅費手當金ヲ支給スル事アルベシ

第二十五條 職工出產シタル時ハ左ノ救濟金ヲ支給ス

手當金 參圓

出產保養料 賃金貳分ノ一以上

出產後三週日ヲ經過シタル時ハ五週日ニ至ルマテ賃金三分ノ一迄ニ減額スルコトヲ得

但產後三週日後醫師ノ意見ニヨリ支障ナシト認ムル業務ニ就カシメタル場合ハ此限りニ非ズ

第二十六條 本章ノ救濟ヲ受ケントスルモノニ

シテ會社ニ對シ虛偽隱蔽其他不都合ノ行爲ヲナシタルモノ單ニ救濟ヲ受ケルノ目的ヲ以テ入社セシト認ムルモノ入社以前ヨリ連續スル慢性ノ疾患者爭鬪暴食過飲等ニ原因スル病傷者及花柳病患者ニ對シテハ之ヲ救濟セザルコトアルベシ

第二十七條 本章救濟ノ場合ニ於テ受負者ノ標準日給ハ別ニ定ムル處ニヨル

附則

第二十八條 本則第一條乃至第九條第二十六條ハ雜役ニモ之ヲ準用ス

第二十九條 天災不可抗力其他本則規定以來ノ扶助ハ特ニ取締役ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 本則ハ大正七年六月一日ヨリ之ヲ實施ス

鐘淵紡績株式會社職工扶助規則

第一章 總則

第一條 當社本支店工場ニ救濟委員ヲ置キ職工ノ扶助又ハ救濟ニ關スル諸般ノ事項ヲ審査セシム

第二條 職工ノ扶助又ハ救濟ハ救濟委員長ノ報告ト工場管理人ノ意見トヲ參照シ審議ノ上社長之ヲ決行ス 但急ヲ要スル事件又ハ重大ナラザル事項ハ便宜上工場管理人ニ於テ救濟委員長ノ報告ニ基キ處理決行シ社長ニ報告スルモノトス

第三條 救濟委員ノ定員ヲ五名トシ左ノ職員中ヨリ少ナクトモ各壹名ツ、以上ヲ推選セシムルモノトス

事務員 工務員 醫師 職工

但本支店工場ノ事情ニヨリ定員ヲ増減スルコトヲ得

第四條 救濟委員ハ互選ヲ以テ一名ノ委員長ヲ選定ス

第五條 救濟委員ノ任期ハ一箇年トシ毎年十二月之ヲ改選ス 但重任スルコトヲ得

第六條 救濟委員ニ缺員ヲ生ヅタルトキハ直ニ之ヲ補充スヘシ

第二章 業務上ノ負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助

第七條 當社職工ニシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル時ハ續紡共濟組合定款ノ定ムル所ニヨルノ外會社ハ以下ノ條項ニヨリ扶助ヲ爲スヘシ

第八條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ會社所屬病院又ハ會社指定ノ病院若クハ醫院ニ於テ會社ノ費用ヲ以テ治療ヲ施スモノトス 負傷治療後義指、義手、義足、義眼等ヲ必要トスルモノニハ會社ノ費用ニテ作製給與スベシ 但特ニ會社ノ承諾ヲ得テ會社指定外ノ病院又ハ醫院ニ於テ治療ヲ受ケル場合ハ療養ニ必要ナル費用ヲ本人ニ給與スベシ

第九條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲メ休業スルトキハ會社ハ療養期間中一日付本人賃金ト同額ノ扶助料ヲ給ス

第十條 負傷ノ爲即死シ又ハ治療中死亡シタルトキハ會社ハ其ノ遺族ニ對シ左ノ金額ヲ最低額トシ以上本人ノ勤績年數、勤情、身分、年齢及遺族ノ狀態等ヲ參酌シ葬式料、遺族扶助

料及ヒ特別扶助料ヲ給ス

葬式料 金參拾圓以上  
遺族扶助料 賃金百七十日分以上

特別扶助料 賃金五百三十日分以上  
特別扶助料又ハ特ニ使用人病傷老衰退職恩給調査委員會ノ決議ニ基キ遺族カ自活シ得ルニ至ル迄生計上必要ナリト認ムル範圍内ニ於テ其金額ヲ決定シ給與スルモノトス

第十一條 職工疾病ニ罹リ死亡シタルトキハ會社ハ其遺族ニ對シ左ノ金額ヲ最低額トシ以上本人ノ勤績年數、勤情、身分、年齢及遺族ノ狀態等ヲ參酌シ葬式料、遺族扶助料及特別扶助料ヲ給ス

遺族扶助料 賃金百七十日分以上  
特別扶助料 賃金四百三十日分以上

第十二條 前二條ニ定ムル葬式料ハ葬祭ヲ營ム遺族ニ給與シ特別扶助料ハ本人ニ内縁ノ妻又ハ子アルトキハ彼等ト工場法施行令ニ定メアル遺族トノ間ニ會社ニ於テ適宜其額ヲ定メテ分配給與シ若シ之ナキトキハ全額ヲ遺族ニ給與スルヲ原則トスレドモ會社ニ於テ必要ト認メタル場合ハ其全額ヲ配偶者以外ノ遺族ニ給與スルカ又ハ配偶者以外ノ遺族トニ適當ニ分配給與スルコトアルベシ

第十三條 負傷又ハ疾病治療スルト雖モ之カ爲メ不具殘疾トナリ終身自用ヲ辨スルコト能ハザルモノ又ハ自由ヲ辨シ得ト雖モ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノニハ會社ハ左ノ金額ヲ最低額トシ以上其ノ勤績、年數、勤情、身分、年齢及家族ノ狀態等ヲ參酌シ手當金ヲ給

シ尙終身本人ノ生計ヲ扶助スヘシ

第十四條 前條ニ該當スルモノ女子ニシテ既婚者ナルトキ又ハ會社ノ許可ヲ得テ結婚シ一家ヲ爲シタルトキハ會社ハ無家賃ニテ社宅ヲ貸與シ又ハ相當家賃ノ全額ヲ補助シ且ツ附添トシテ世話人一名ヲ雇入ル、ニ必要ナル金額ヲ別ニ給與スヘシ

第十五條 負傷又ハ疾病治療後身體ニ障害ヲ存シ從來ノ勞務ニ復スルコト能ハザルモノノ健康者ニ復スルコト能ハザルモノ又ハ女子ニシテ外貌ヲ醜痕ヲ殘シタルモノニハ會社ハ障害ノ程度ニ應ジ左ノ金額ヲ最低額トシ以上本人ノ勤績、年數、勤情、身分、年齢及家族ノ狀態等ヲ參酌シ左ノ手當金ヲ給ス

第十六條 負傷又ハ疾病治療シタル時ニ於テ身體ニ障害ヲ存シ舊ニ復スルヲ得ズト雖モ引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノニハ會社ハ障害ノ程度ニ應ジ左ノ金額ヲ最低額トシ以上本人ノ勤績、年數、勤情、身分、年齢及家族ノ狀態等ヲ參酌シ左ノ手當金ヲ給ス

第十七條 前二條ニ該當スルモノニシテ會社ノ勞務ニ服スルコトヲ欲セズ負傷又ハ疾病治療後退職シタルトキハ會社ハ障害ノ程度ニ應ジ左ノ金額ヲ最低額トシ以上本人ノ勤績、年數、勤情、身分、年齢及家族ノ狀態等ヲ參酌シ左ノ手當金ヲ給ス

手當金 賃金三百日分以上  
手當金 賃金百五十日分以上

最低額ヲ五拾圓トス

但シ身體障害ノ程度極メテ輕キモノニハ第十六條規定以上相當ノ手當ヲ給與スルコトヲ得

第十八條 第十五條及第十六條ニ該當スルモノ

ニシテ引續キ勤務セルモノ中途退社スルトキ

ハ前ニ受ケタル手當金ト前條ニヨリ受ケル手

當金トノ差額ト負傷後ノ勤續年數トヲ參酌シ

更ニ相當ノ手當金ヲ給スルコトヲ得

第十九條 天災其他不可抗力ニヨリ工場大部分

ノ災害ヲ生シタル場合ノ死傷者ニ對シテハ特

ニ重役會ノ評決ヲ經テ前各條ノ規定ヨリモ厚

ク救濟スルモノトス

第二十條 前各條ニ於テ別段ノ定ナキ事項ハ總

テ工場法施行令ノ定ニヨルモノトス

第三章 負傷、疾病、死亡又ハ家計困難ノ

場合ニ於ケル救濟

第二十一條 前各條ニ規定スル場合ノ外當社職

工ニシテ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルト

キ或ハ不時ノ災害ニヨリ家計困難ニ陥リタル

場合ニハ鐘紡共濟組合定款ノ定ムル所ニヨル

ノ外會社ハ以下條項ニヨリ救濟ヲナス可シ

第二十二條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リ醫師ニ

於テ歸國療養ヲ必要ト認メタル時ハ會社ハ旅

費及療養費ヲ給與シ歸國療養ヲササシム若シ

本人退社スル時ハ其勤續年數、勤惰及身分等

ヲ參酌シ相當ノ手當金ヲ給與ス

第二十三條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リ死亡シ

タル時ハ本人ノ勤續年數勤惰及身分等ヲ參酌

シ相當ノ遺族弔慰料ヲ給與ス

第二十四條 本人又ハ其家族ガ負傷疾病又ハ不

時ノ災害ノ爲鐘紡共濟組合定款ニヨリ救濟ヲ

受ケルモ尙生計困難ナル場合ニハ會社ハ本人

ノ勤續年數及平素ノ勤惰等ヲ調査シ其缺勤中

或日數ヲ限リ日給ノ一部ヲ給シ一時手當金ヲ

給與スルコトアルベシ

職工扶助規則附則

職工扶助規則第三章救濟ニ關スル規定第二十

一條ヨリ第二十四條ニ至ル各項ノ取扱方ヲ左ノ

通り定ム

一 共濟組合ノ救濟組合ノ救濟期間滿了後引

續キ療養ヲ要スルモノニハ更ニ二ヶ月間ヲ

限リ會社ヨリ從來ト同額ノ療養費ヲ支給ス

ルコト

但結核患者ナル場合ハ病狀ニヨリ更ニ六ヶ

月間迄ハ給與期間ヲ延長スルコトヲ得

二 病狀ニヨリ共濟組合ノ扶助料又ハ前項ノ

療養費ノミニテハ治療ニ差支アリト認ムル

トキハ救濟委員會ノ決議ヲ經テ相當金額ヲ

補助スルコト

三 病狀ニヨリ第一項ノ療養費及第二項ノ補

助救濟金ノ給與期間ヲ特ニ延長スル必要ア

ル場合ハ救濟委員決議ヲ經テ實行スルコト

四 寄宿工男女病氣ニ罹リタルトキハ工場附

屬病院ニ收容シ全快スル迄無料ニテ治療ヲ

加フルコト

但シ呼吸器病患者ハ本人ノ希望ト醫師ノ認

定ニヨリ特設療養所ニ收容スルコトヲ得此

場合ニ於ケル往復旅費及入院費用ハ總會

社ニ於テ負擔スルモノトス

五 前項ノ場合ニ於テハ共濟組合救濟期間滿

了シタル後ト雖入院中ニ限リ共濟組合ヨリ

支給セシ額ト同額ノ小遣錢ヲ會社ヨリ支給

ス

六 第四項ノ場合ニ於テ患者本人又ハ保護者

ガ希望スルトキ若クハ醫師其他必要ヲ認ム

ル場合ハ旅費及療養手當金ヲ給シ歸國療養

ヲササシム歸國後ノ療養法ニ就テハ能ク注

意ヲナシ時機ヲ逸セズ相當ノ醫師ニ就キ診

療ヲ受ケシムル様注意ヲ要ス

療養手當金ノ支給割合及期間ハ第一項乃至

第三項ノ規定ニ準ズルハ勿論手當金ハ成ル

可ク數回ニ分チ送付スルコト

又送金ハ成ル可ク本人ノ手ニ届ケ様發送ニ

注意スルハ勿論若シ必要ヲ認メタル場合ハ

町役場又ハ警察署ヲ經由シテ會社ノ意アル

所ヲ知ラシムルコト

七 業務ニヨラサル疾病又ハ負傷ノ爲死亡シ

又ハ退社スル者ニ對シテハ左記ノ標準ニ照

シ本人ノ勤續年數、勤惰、病狀及家族狀態

ヲ參酌シテ救濟委員會ニ於テ遺族弔慰料又

ハ療養手當金ヲ決定シ幸福増進係ノ同意ヲ

經テ支給スルコト、尤モ遺族弔慰料ハ療養

又ハ退社手當金ヨリ多額ニ査定スルヲ原則

トスルコト

普通工 勤續一年ニ付日給二十日分乃至二

十五日分

優等工 勤續一年ニ付日給二十六日分乃至

二十九日分

主席工 勤續一年ニ付日給三十日分乃至三

十五日分

四等擔任待遇 待遇者トナラサリシ期間ハ

主席工ト同一ノ割合ニヨリ計算シタル金額、待遇者トシテ勤務中ハ其間ニ受ケシ

給料總額ノ二割二分五厘乃至二割五分ニ

相當スル金額ノ合計金額ヲ支給スルコト

參等擔任待遇 待遇者トナラサリシ期間ハ

主席工ト同一ノ割合ニヨリ計算シタル金額、待遇者トシテ勤務中ハ其間ニ受ケシ

給料總額ノ二割二分五厘乃至二割五分ニ

相當スル金額ノ合計金額ヲ支給スルコト

但シ病狀又ハ家族狀態ニヨリ前記標準以上

ノ遺族扶助料又ハ手當金給與ヲ必要トスル

場合ハ左記範圍内ニ於テ特別割増ヲナスコトヲ得

普通工 四割迄

優等工 四割五分迄

主席工 五割迄

參四等擔任待遇 五割迄

普通工ニシテ給料低ク勤続短キ爲退社手當

金少ナク事情氣ノ毒ナルモノニハ前記ノ制

限ニヨラス又適當ト認ムル金額ヲ支給スル

コトヲ得

八 前項ノ場合ニ於テ退社者カ結核患者ナル

トキハ其療養手當金ハ特ニ手厚クスルヲ原

則トスルヲ以テ都度申請承認ヲ經ルヲ要ス

九 懲戒處分ニアラズシテ會社ノ都合ニ依リ

解雇サレタルモノ又ハ會社ニテ止ムヲ得ズ

許可シタルモノニアラズシテ會社モ其退社

ヲ欲シ双方合意ノ上退社シタルモノニ對シ

テハ申請承認ヲ經テ前項ニ準シ退社手當金

ヲ支給スルコト

十 第七項ニヨリ給與シタル療養又ハ退社手

當金ハ其ノ金額決定ニ必要ナル事項ト共ニ

所定ノ形式ニヨリ毎月一回事後報告ノコト

但シ同項但書ニヨリ特別割増金ヲ支給スル

場合ハ當分ノ内都度申請承認ヲ經ルコト

富士瓦斯紡績株式會社職工扶

助規則

第一條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラズシテ

業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキ

ハ當會社ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ

其遺族ヲ扶助ス

第二條 職工業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル

トキハ會社所設ノ醫務所又ハ會社指定ノ病院

ニ於テ無料ヲ以テ療養セシム

第三條 職工療養ノ爲メニ休業シ賃金ヲ受ケザ

ルトキハ其療養中休業扶助料トシテ賃金々額

ヲ支給ス

第四條 第二條ノ扶助ヲ受クル職工療養開始後

三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルト

キハ賃金二百日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後

本規則ニ依ル一切ノ扶助ヲ廢止スルコトアル

ベシ

第五條 負傷又ハ疾病治癒スト雖モ左ノ各號ノ

一ニ該當スル身體障害ヲ遺留シタルトキハ左

掲ノ區別ニ依リ扶助料ヲ支給スヘシ

等級 障害事實 扶助料額

第一等 終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモ

賃金 參百日分以上

第二等 終身勞務ニ服スルコト能ハザルモ

賃金 貳百日分以上

第三等 從來ノ業務ニ服スルコト能ハザル

モノ 健康舊ニ服スルコト能ハザルモノ

女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

賃金 百五十日分以上

第四等 身體ヲ障害シ舊ニ復スルコト能ハ

ズト雖モ引續キ從來ノ勞務ニ服スルコト

ヲ得ルモノ

賃金 參拾日分以上

第六條 職工業務上ノ疾病又ハ負傷ニ依リ死亡

シタルトキハ其配偶者又ハ工場法施行令第十

條乃至第十二條ニ掲ケタル遺族ニ對シ賃金參

百日日分以上ノ扶助料ヲ支給シ其葬祭ヲ行フ遺

族ニ對シ金貳拾圓以上ノ葬祭料ヲ支給ス

第七條 前三條ノ支給金額ハ本人ノ職務、給料

勤続年數、功勞、死亡ノ原因、身體ノ障害ノ

程度等ヲ參酌シ工場法施行令ノ定ムル限度ヲ

下ラザル範圍ニ於テ會社之ヲ決定ス

第八條 休業扶助料ハ毎月末之ヲ支給ス

第九條 本規則ニ依ル扶助料ヲ審査決定スル爲

メ本店及各工場ニ左ノ委員ヲ設ク

扶助審査委員長 壹合(本店ニアリテハ工

業部長、工場ニアリテハ工場部長之ニ

當ル)

同 委員 四名

委員ハ委員長之ヲ指名ス

第十條 職工ノ扶助ハ工場扶助委員ノ決議ヲ參照シ本店委員會ニ於テ之ヲ決定ス

但右決定ニ對シ異議アルモノハ情ヲ具シ社長ノ裁定ヲ受クルコトヲ得

第十一條 天災其他不可抗力ニ依リ工場大部分ノ災害ヲ生シタル場合ノ死傷者救済ハ特ニ重役會ノ評決ニ依ルモノトス

第十二條 本規則ニ明條ナキモノハ工場法施行令ノ定ムル所ニ據ルモノトス

第十三條 本規則ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ實施スルモノトス

附則

第一 職工配偶者及直系ノ血族ナキトキハ工場

法施行令第十二條ニ依リ遺族扶助料ヲ受取ルベキモノヲ豫告スルコトヲ得

遺族扶助料受取人ノ豫告書ニハ受取人ノ氏名住所、本人トノ關係及豫告ノ年月日ヲ記載スベシ

前項ノ規定ハ遺族扶助料受取人ノ變更ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二 扶助ヲ受クベキ事由發生後三十日以内ニ會社ニ左ノ書類ヲ差出スベシ

但相當ノ事由アルトキハ此限ニアラズ

一 遺族扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ死體檢案書及其權利ヲ有スル遺族タルコトヲ證スルニ足ル書類

但シ會社醫務所ノ受療中死亡シタルモノハ死體檢案書ヲ要セズ

二 葬式料ヲ請求スル場合ニハ葬祭ヲ行フ遺

族タルコトヲ證スル書類前項ノ外特ニ必要ト認メタル書類ノ提出ヲ請求スルコトアルベシ

三 扶助ヲ要スル金額ハ普通ノ場合ニ於テハ請求ノ日ヨリ十日以内ニ於テ之ヲ支拂フベシ但シ調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スルトキハ此限ニアラズ

富士瓦斯紡績株式會社職工救濟規則

濟規則

第一條 退社職工ニシテ左ノ場合ニ該當シタルトキハ在職中ノ成績勤勉年數並ニ家計狀態ヲ審査シ一時金又ハ有限年金ヲ以テ手當金若クハ弔慰金ヲ支給ス

一 會社ノ都合ニヨリ解雇セラレタルトキ  
二 永年勤績者病傷老衰又ハ年齡五十五歳ニ達シ退社シタルトキ  
三 在職中死亡シタルトキ

第二條 前條第二號ニヨリ退社シタル職工が滿十年以上勤績ノ者ニシテ家産ナク且ツ他ニ扶養ヲナス者ナキトキハ前條所定ノ手當金ニ代ヘ有限年金ヲ以テ扶助手當ヲ支給スルコトヲ得

第三條 前條ニ規定スル扶助手當ハ左ノ場合其ノ支給ヲ廢止シ又ハ減少ス

一 扶助ヲ受クル者病傷治癒シ又ハ扶養ヲナス者生レタルトキ其他ノ事由ニ變更アリタルトキ  
二 扶助ヲ受ケル者死亡シタルトキ

第四條 自己ノ都合ニ依リ退社シタル者ニ對シ

テハ手當金ヲ支給セズ

但シ本人ノ事情ニヨリ支給スルコトアルベシ

第五條 在職中ノ職工ニシテ左ノ場合ニ該當シタルトキハ審査ノ上救済ス

一 病傷又ハ妊娠ノ爲メ共濟組合ノ救済ヲ受クルモ尙ホ生計困難ナルトキ  
二 義務トシテ公ノ職務ニ服シ爲ニ家計困難ナルトキ  
三 不慮ノ災厄ニ罹リ所有ノ家屋又ハ家族ヲ失ヒタルトキ

四 家族ノ死亡シタルトキ  
五 家計困難ノ爲ニ子女ヲシテ就學セシムルコト能ハザルトキ

第六條 前各條ノ外救済ス可キ事件アルトキハ審査ノ上救済スルコトアルベシ

第七條 本規則ニヨリ救済ス可キ事項ヲ審査決定スル爲左ノ役員ヲ置ク

救濟委員長 壹名 委員 五名

委員長ハ工場長之ニ當ル委員ハ委員長ノ指命トス

第八條 救済金額ハ委員ノ決議ニヨリ取締役社長之ヲ決定ス

第九條 救済金ハ定款第三一―三條ノ規定ニヨリ積立タル職員職工恩給基金及衛生教育救済基金中ヨリ支出ス

ホ 日本製鋼會社室蘭工業所職工

扶助規則

第一章 總則

第一條 總則

第一條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本規則ニ依リ扶助ヲ爲ス但シ傷痍、疾病又ハ死亡ノ原因ニシテ重大ナル過失ニ基クトキハ此ノ限りニ在ラズ

第二條 本規則ニ依リ扶助ヲ受クヘキ者同一ノ原因ニ基キ民法ニ依リ損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除ス

第三條 扶助ヲ分チテ左ノ六種トス

- 一 療養扶助
- 二 休業扶助
- 三 障害扶助
- 四 遺族扶助
- 五 葬祭扶助
- 六 慰藉扶助

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助ヲ爲サズ

- 一 解僱後一箇年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但既ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ若ハ解僱後一箇年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病ガ解職後ニ於テ再發スルトキ

第二章 療養扶助

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ附屬病院ニ於テ療養セシム

第六條 工場管理人ニ於テ附屬病院以外ニ於テ療養ヲ要スルモノト認メタル場合ニハ其ノ實費額ヲ支給ス

第七條 扶助ヲ受クル者療養開始後三箇年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルトキハ日給ノ百七十日分以上三百日分ヲ支給シ其ノ以後ハ全ク扶助ヲ爲サズ

前項ノ場合ニ在リテハ情狀ニ依リ別表第一號ノ慰藉料ヲ支給スルコトアルベシ

第三章 休業扶助

第八條 職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルニ依リ賃金ヲ受ケザルトキハ本人ノ身分勤続年數並平素勤務ノ成績ヲ參酌シ日給ノ二分ノ一以上ヲ支給ス但シ其ノ支給引續キ六箇月以上ニ涉リタルトキハ其ノ以後ハ日給ノ三分ノ一以上二分ノ一ヲ支給ス

第九條 休業扶助ハ毎月職工給料渡日ニ之ヲ支給ス

第四章 障害扶助

第十條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタルトキニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ本人ノ身分勤続年數並平素勤務ノ成績ヲ參酌シ別表ノ扶助料ヲ支給ス尙情狀ニ依リ慰藉料ヲ支給スルコトアルベシ

- 一 終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ
- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ
- 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ及ノ、健康舊ニ復スルコト能ハザルモノ及女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ
- 四 身體ヲ障害シ舊ニ復スルコト能ハズト雖引續キ從來ノ業務ニ服スルコトヲ得ルモノ

第十一條 前條ニ定ムル障害ノ程度ハ醫師ノ診

斷ニ依リ工場管理人ノ之ヲ定ム

第五章 遺族扶助及葬祭扶助

第十二條 職工死亡シタルトキハ本人ノ身分勤続年數並平素勤務ノ成績ヲ參酌シ別表第一號ノ扶助料ヲ其ノ遺族ニ支給シ尙情狀ニ依リ同表第一號ノ慰藉料ヲ支給スルコトアルベシ

第十三條 職工死亡シタルトキハ葬祭ヲ行フ遺族ニ別表ニ定ムル葬祭料ヲ支給ス

第十四條 扶助料及葬祭料ヲ受ケムトスル遺族ハ職工死亡當時ノ戶籍謄本又ハ請求權利者タルコトヲ證明スル書類ヲ請求書ニ添ヘ工場管理人ニ差出スヘシ

第十五條 扶助料ヲ受クル遺族ナキトキハ會社ニ於テ葬儀ヲ執行シ扶助料ハ之ヲ死亡職工ノ名義ヲ以テ職工共濟會ニ寄附ス

第六章 歸郷旅費

第十六條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル者解僱ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ職工旅費規程第八條ノ定ムル所ニ依リ歸郷旅費ヲ支給ス第七條ノ規程ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スルトキ亦同シ

- 一 未成年者若ハ女子ガ業務ノ都合ニ依リ解僱セラレタルトキ
- 二 第五條第六條又ハ第九條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者解僱セラレタルトキ
- 三 第十號第一號ニ該當スル者解僱セラレタルトキ

第十七條 歸郷旅費ヲ受ケムトスル者ハ歸省スベキ郷里ノ地名番地並出發ノ日ヲ明記シ工場

(別表)

主任ヲ經テ保證人二名連書ノ請求書ヲ工場管  
 理人ニ差出スベシ 但シ保證人ノ内一名ハ所  
 屬工場長他ノ一名ハ助手又ハ組頭タルコトヲ  
 要ス

障害種別	扶 助 料			慰 藉 料
	助 手、組 頭	小 頭	平 職 工	
(一)終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	日給二百日分以上三百日分以下	日給百八十日分以上二百五十日分以下	日給百七十日分以上二百日分以下	壹百圓以上壹千圓以下
(二)終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ	日給百八十日分以上二百五十日分以下	日給百六十日分以上二百日分以下	日給百五十日分以上百八十分以下	壹百圓以上壹千圓以下
(三)從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ 健康舊ニ復スルコト能ハザルモノ 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	日給百二十日分以上百八十分以下	日給百十日分以上百五十分以下	日給百日分以上百二十日分以下	參拾圓以上參百圓以下
(四)身體ヲ障害シ舊ニ復スルコト能ハズト雖引續キ從來ノ業務ニ復スルコトヲ得ルモノ	日給四十日分以上百日分以下	日給三十五日分以上九十分以下	日給三十日分以上八十分以下	參拾圓以上參百圓以下

葬祭料ハ助手、組頭五拾圓以上貳百圓以下、小頭貳拾五圓以上百圓以下、平職工拾圓以上五拾圓以下ヲ支給ス

尙ほ同會社の扶助状態を示せば左の如くである。

施 療 業 休	人 員		金 額		一 人 當	
	十年上期	十年下期	十年上期	十年下期	十年上期	十年下期
施 療	二、三三八	二、四二八	二〇、一九〇	一六、八六五	八、六四	六、九四
業 休	三七八	三三七	四、二一七	三、三九九	一一、四二	一〇、〇八
福利増進施設					一三九	



紡績業	一四四	四	二四〇	四三、〇八六	四七、六五七	八九、七四三	一三、二四四	一三九、八八九	一四三、〇六三	三三、八〇六	三	三九	空	六二
燃絲業	一八四	一三三	二九七	一、九九二	三、九八一	五、九七三	八九九	五、九六三	六、八六二	一三、八三五	三	四七	四七	三
眞綿製造業	七	一	八	一五	二六	四四	二六	八八	二四	一五八	三	二六	六九	七三
製綿業	二四	二〇〇	三三四	二、三四	四、二六二	六、四八六	一五七	三二	三七八	六、八六四	八六	九四	一四	六
織物業	二、六四八	一、六九五	四、三四三	二九、八〇六	九三、七二六	一三三、五三三	一五、一八五	九三、九六三	一〇九、一四八	二二一、六七〇	三	三	四八	四七
染色整理其他加工業	二七	二六八	五五五	一〇、四三二	七、一四〇	一七、六八二	三、九七八	七三	四、六九〇	三三、三三三	七五	九	二五	二
織物編物業	一五	三四	四九九	四、四六一	一〇、二七	一四、五七八	一、二四四	二、〇二	三、一五	一七、七三三	八三	一八	一七	八二
刺織業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜業	四	四七	九二	二、三八三	三、〇七七	五、四六〇	四三	二三四	六三七	六、〇九七	九三	九	七	二
合計	六、〇七六	三、三〇	九、二八六	九八、二四一	二九、四三八	三三七、六六九	五八、八八三	四六二、七九八	五三〇、六八一	八五八、三五〇	三六	完	空	六二

斯くの如く寄宿舎の問題も重大なる問題であるが、更に通勤工に對する居室の問題も忽諸に附すべからざるものである。住宅難の時代、殊に經濟的不況に際して収入減少せる労働者に對する住宅に就いては相當の注意を拂ふべき事柄であらねばならぬ。

然るに之等に對する施設としては、幾分進歩の跡の認むべきものなきにあらねど尙ほ未だ以て十分なるものを以て許し得べからざるものがある。蓋しそれは將來を期せねばならぬ事柄であらう。

今大正十一年度に於て行はれたる居室施設中、著しきものを擧ぐれば、

- 大阪市電鐵部の従業員公舎建設
- 吳海軍工廠の見習職工寄宿舎設置

福利増進施設

大阪遞信局通信現業員宿舍新設  
大阪市吏員寄宿舎新設  
等であらう。左に其の三例を掲げよう。

1 大阪市電鐵部の公舎新設

大阪市電鐵部にては本年度に於て六十七萬七千圓を投じて従業員の公舎と病院とを新設することになつた。

其中公舎は三種に分れ部長級課長級掛長級のもの三戸宛は市内天王寺勝山通に、市内六出張所の所長及助役の分十七戸は夫々其出張所構内に、車掌運轉手等の従業員公舎は市外都島に五千坪の敷地を買収して百廿戸を建設する筈であり、其費用は部長課長級のものが十五萬圓なのに対し十三萬七千圓である。

病院は中央部に近い九條事務所の隣接地に一

千二百坪を買収し、其中五百坪に建物十萬圓設備費一萬五千圓の病院を設け、従業員及其家族に公開し入院患者卅名、外來患者百名を取扱ふ計畫である。

尙ほ並に新築中であつた、市内天王寺と市外長柄との寄宿舎は六月中に落成し、獨身者のみを收容することになつたが、此寄宿舎は執れも鐵筋コンクリート二階建て、浴場、俱樂部、託兒所との三つが附屬してあり、工費は總額廿二萬圓を要した。各寄宿舎の收容人員は百七十名にて十疊本位の一室に四人宛入れる筈であり、室數四十四、宿料一ヶ月一圓五十錢である。

2 大阪遞信局通信現業員の公舎新築

大阪市遞信局局にては大阪市西區市岡郵便裏

に小住宅四十戸を新築し、市内一二等郵便局現業備人の上級者から人選して十月中に居住せしめるとなつた。水道、炊事場専用四疊半と六疊二間とからなり、無料にて貸與するのである。

尙ほ同局にては此種の施設を大阪に二箇所神戸に一箇所を計畫し、大阪の他の一ヶ所は北區天神橋六丁目市民館附近にて四十戸建設せられる筈である。又獨身者合宿所としては京都神戸に各一箇所、大阪に二箇所ある。本年度に於て大阪市東區東平野町六丁目に新一ヶ所を設け、西、南大阪の二等局から雇傭員七十九名を收容した。

### 3 大阪市の市吏員寄宿舎新築

大阪市にては本年度に於て北區堀川監獄跡に吏員の寄宿舎を新築することになり、四月以降舊廳舎の建物を主材として二百八十六坪に七萬六千圓の經費を以て工事を進めて來たが、十一月中に竣成した。其内容を見るに六疊七十室、八疊八室、二人詰の洋室四室、集會室、休憩室、浴室、食堂等より成り、各室は一ヶ月一疊一圓の割にて獨身吏員のみ收容する筈である。

## 第四 其他の福利増進施設

以上の外、福利増進の施設として大正十一年中に行はれたものゝ主なるものを列挙すれば、

### (一) 保健施設

滿鐵の湯崗子温泉療養所開設(四月)  
福島縣飯塚の鐵道療養所開設(七月)  
名古屋市電從業員に對する保健施設(九月)  
大阪遞信局管内の遞信診療所開設(十月)  
熊本遞信局管内の遞信診療所及健康相談所の開設(十月)

### (二) 慰安施設

和歌山縣社會課和歌山記者團共同主催第二回社會娛樂デー(三月)  
名古屋市新愛知社主催工場從業員慰安會(六月)  
東京丸の内懇話會の通信事務員慰安會(六月)  
東京市の商工從業員慰安會(七月)  
仙臺市の商工從業員慰安會(八月)  
鐵道省の殉職者追悼會兼從業員慰安會(十月)

右の中主なるものを叙述すれば、

### 1 南滿鐵道會社の温泉療養所

南滿洲鐵道株式會社にては南滿州鐵道沿線の湯崗子温泉玉泉館の一部を温泉療養所に充てることになり四月十五日から開所した。同所に收容さるべき患者は職務上のため傷痕を蒙り滿鐵醫院及分院の院長又は公醫の證明を得た者である。

### 2 大阪遞信局の診療所開設

大阪遞信局にては管内遞信事務從業員の保健を期するため大阪市西區江戸堀南通二丁目に病院を建設し大阪遞信診療所なる名稱の下に十二月開所した。同所は管内得業員は勿論其家族をも實費にて診療治療するものであつて、必要に應じて往診をもする筈である。

### 3 熊本遞信局の診療所開設

熊本遞信局にては管下遞信事務從業員の保健を期するため熊本市昇町に病院を建設し、熊本遞信診療所なる名稱の下に七月開所せられた。